

令和5年度 いわき市ふるさと産品育成事業補助金 申請団体等追加募集案内

1 事業の目的

「地域における資源、技能等その特性を生かして生産し、又は加工されたふるさと産品の育成を図り、地域経済の活性化に資する」ことを目的に、ふるさと産品の育成に係る事業に対し、補助金を交付する事業です。

2 補助の対象者

市内でふるさと産品を生産又は加工する業者で構成され、構成員名簿や団体規約、収支予算等が明らかになっている団体が対象です。

ただし、次の補助対象事業のうち、(2)－①の「物産展等への出展の促進」及び(3)の「新製品研究及び開発、かつ本市産の原材料の調達率向上を図る取組」については、上記団体以外の生産者又は加工業者による申請も可能です。

3 補助の期間

原則1年。

なお、3か年を限度に継続を認めることができます。(ただし、事業決定は単年度ごとに行うものであり、次年度以降の事業決定を確約するものではありません。)

4 事業の対象期間

令和5年7月1日(土)から令和6年2月29日(木)

5 補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助限度額

事業内容	補助対象経費	補助率及び補助限度額
(1) ふるさと産品の普及及び宣伝に関する事業 ① ふるさと産品展示コーナーの設置 ② ふるさと産品パンフレット等の作成 ③ ニューメディア等による情報提供 ④ ふるさと産品イベント開催 ⑤ ふるさと産品に関する他の都市との交流	謝金、賃金、使用料、消耗品費、賃借料、印刷製本費、賄費、通信運搬費、旅費、広告宣伝費、工事請負費、備品購入費	(1) 補助率 補助対象経費の2分の1以内 (2) 補助限度額 50万円
(2) ふるさと産品の販路の開拓に関する事業 ① 物産展等への出展の促進 ② 朝市、夕市等の開催	旅費、広告宣伝費、賃金、印刷製本費、消耗品費、賄費、使用料、賃借料、備品購入費	(1) 補助率 補助対象経費の2分の1以内 (2) 補助限度額 10万円
(3) ふるさと産品の開発及び育成に関する事業 新製品研究及び開発、かつ本市産の原材料の調達率向上を図る取組	旅費、負担金、賃金、賄費、印刷製本費、通信運搬費、使用料、賃借料、原材料費	(1) 補助率 補助対象経費の2分の1以内 (2) 補助限度額 50万円

(4) その他ふるさと産品の育成に関する事業	必要と認められる経費	(1) 補助率 補助対象経費の2分の1以内 (2) 補助限度額 その都度決定する額
------------------------	------------	--

6 募集期間

令和5年5月8日（月）から6月1日（木）まで※当日消印有効

7 提出書類

補助金等交付申請書（第1号様式第4条関係）、事業計画書（第1号様式第3条関係）、収支予算書（第2号様式第3条関係）、決算書（任意様式）、ヒアリング調書（様式有）
（団体は規約、名簿も提出必要）

※ 補助金等交付申請書等の様式は、市ホームページから取得してください。

8 提出先

〒970-8686 いわき市平字梅本21番地 市役所本庁舎5階

いわき市役所 観光文化スポーツ部 観光振興課 観光事業係

メールアドレス：kankoshinko@city.iwaki.lg.jp

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、上記メールアドレスへのデータ提出または郵送による提出をお願いします。

9 注意事項

今回の募集は、2月に募集を行い交付決定した補助金に余剰があるため、追加募集を行うものです。なお、補助金の上限額は45万円となります。

【お問い合わせ先】

〒970-8686 いわき市平字梅本21番地 市役所本庁舎5階

いわき市 観光文化スポーツ部 観光振興課 観光事業係

電話 0246-22-7477